

福島県中小企業家同友会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、福島県中小企業家同友会といたします。

(組織範囲)

第2条 この会の組織範囲は福島県全域とし、本部事務局を郡山市におきます。

(目 的)

第3条 この会は、中小企業家のための自主的・民主的組織として、会員の企業利益と中小企業家の社会的地位の向上、平和的な均衡のとれた地域経済・国民経済の発展に寄与することを目的とします。

具体的には、

- (1) ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。
- (2) 相互に知識を吸収し、人格を高め、これからの経営者の要求される総合的な能力を身につけます。
- (3) 他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な諸環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、地域経済・国民経済の自主的で平和な繁栄をめざします。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 会員相互の親睦と経験、知識、技術、経済などあらゆる分野にわたる交流
- (2) 中小企業にふさわしい労使関係と相互信頼を確立するための活動
- (3) 自主的な協業や協同化を推進するための活動
- (4) 各種研究会、研修会、懇談会の開催
- (5) 必要な情報、資料の提供及び機関紙・広報などの発行
- (6) 中小企業の経営を守り繁栄を促すために、国や地方自治体その他に対する提言及び折衝活動
- (7) 中小企業家同友会全国協議会を強化し、各地同友会との交流・協力をはかる
- (8) この会の目的を達成するために必要な事業
- (9) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(政党との関係)

第5条 この会は、会員個人の思想信条の自由を保障し会の目的を達成するために各政党とわけへだてなく接触しますが、会としては、特定の政党と特別の関係をもちません。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この会は、この会の趣旨に賛同する中小企業家およびそれに準ずる人々を会員とします。

(入 会)

第7条 この会に入会しようとする人は、会員1名以上の推せんを得て申し込み、地域・地区の理事会が審査し、承認されます。その結果は、常任理事会に報告されます。

(退 会)

第8条 本人の都合により退会できます。なお、次の各項目いずれかに該当する場合、地域・地区理事会が除名を決議できます。その結果は、常任理事会に報告されます。

- (1) 著しく会の事業を阻害し、もしくは名誉を傷つけた場合
- (2) 1年以上会費を滞納した場合

第3章 役員および職員

(役 員)

第9条 この会に次の役員をおき、役員選考は常任理事選考規定および役員運営規定に基づいて行われます。常任理事選考規定および役員運営規定の改廃は常任理事会が行います。なお、役員任期は2年とし再任は妨げません。止むを得ない事情により、役員に欠員又は変更が生じた場合、常任理事会は定数の枠内でその補充、変更の決定をすることができます。

常任理事 若干名とし、総会で選びます。

会 長 前期常任理事会の推薦により、会長をおくことができます。

理 事 長 会を代表します。前期常任理事会で推薦し総会で決めます。

副理事長 4名とし、理事長を補佐します。前期常任理事会で推薦し、総会で決めます。

専務理事 理事長をたすけて会の総務を統括し、事務局を指導します。専務理事は1名とし、前期常任理事で推薦し総会で決めます。

常務理事 必要に応じて常務理事をおくことができます。常務理事は、会員外から選出し前期常任理事会で推薦し総会で決めます。

会計監査 若干名とし、総会で選びます。なお、上記役員以外に、前期常任理事会の推薦により、顧問・相談役をおくことができます。会長は常任理事とします。

(事 務 局)

第10条 この会の会務を日常処理するために事務局をおきます。事務局員の任免、待遇については、常任理事

会が決定します。

第4章 組織・運営

(機 関)

第11条 この会に次の機関をおきます。なお、議決は全員一致をめざして討議を深め、少なくとも出席者の2/3以上の賛成によるものとします。

総 会

最高の決議機関で、定時総会は年2回開催し、理事長が招集します。臨時総会は会員の1/3以上の要請または、理事長が必要と認めた時に開催します。なお、総会は会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立するものとします。

常任理事会

規約及び総会の決定に従い、会の事業を執行し、理事長が招集します。また、総会への議案提出を行います。なお、会の運営を円滑、活発に行うため地区会・理事会・部会・専門委員会など必要な組織をおくことができます。

理 事 会

地区総会の決定に従い、地区会の事業を執行し、その地域・地区の運営にあたります。なお、会の運営を円滑、活発に行うため、委員会、グループ会など必要な組織をおくことができます。

(運 営)

第12条 この会は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方、経験、年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営を何よりも大切にします。

第5章 会費および会計

(入会金・会費)

第13条 入会金は20,000円、会費は月6,000円とし、3ヶ月分(18,000円)を前納するものとします。但し、1企業で2名以上が入会する場合は、2人目以降の入会金は10,000円とします。なお、入会金20,000円のうち10,000円は事業協同組合福島県中小企業家同友会出資金に、会費6,000円のうち1,000円は事業協同組合福島県中小企業家同友会賦課金とします。

(財 政)

第14条 この会の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金その他の収入で運営します。

第15条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

第6章 附 則

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、常任理事会の承認を経て、総

会で決めます。

(全国協議会の加盟)

第17条 本会は、設立と同時に中小企業家同友会全国協議会に加盟します。本会の会費の中には、中小企業家同友会全国協議会機関紙「中小企業家しんぶん」および、本会の機関紙「同友ふくしま」の購読料が含まれています。

(同友会事業協同組合への加入)

第18条 本会の会員企業は、入会と同時に事業協同組合福島県中小企業家同友会に加入します。

第19条 本規約に定めなき事項は、常任理事会の決定によるものとします。

(実施の年月日)

第20条 この規約は、昭和52年2月11日より実施します。

(1978年5月20日 第2回定時総会において一部改正)

(1981年5月16日 第5回定時総会において一部改正)

(1982年5月6日 第6回定時総会において一部改正)

(1983年7月7日 第7回定時総会において一部改正)

(1984年7月26日 第8回定時総会において一部改正)

(1986年4月26日 第10回定時総会において一部改正)

(1993年5月13日 第17回定時総会において一部改正)

(1994年5月11日 第19回定時総会において一部改正)

(1995年5月17日 第21回定時総会において一部改正)

(1998年10月14日 第26回定時総会において一部改正)

(1999年5月21日 第27回定時総会において一部改正)

(2004年11月18日 第35回定時総会において一部改正)

事業協同組合 福島県中小企業家同友会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る事を目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、事業協同組合福島県中小企業家同友会と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、福島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を福島県郡山市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、福島民報、福島民友新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする共同購買
- (2) 組合員のためにする共同求人
- (3) 組合員のためにする共同労務管理
- (4) 組合員の事業に関する調査・研究
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
- (7) 組合員のためにするE T Cコーポレートカード（及びE T Cカード）の共同精算事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有するものは、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 製造業、建設業、運輸業、卸売業、小売業、サービス業、飲食店、保険業、不動産業又は農業を行う事業者であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有するものは、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数

料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 - 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止したとき
- (3) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資一口の金額)

第20条 出資一口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利18.25%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たっては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 35人以上45人以内
- (2) 監事 2人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
 - (2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でないものは、理事については5人、監事については1人を越えることができない。

(会長、理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事の専任及び職務)

第27条 理事のうち1人を会長、1人を理事長、4人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 会長は、本組合の対外的役割など本組合の社会的評価を高めるため幅広く活動する。

- 3 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 6 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の事務局の日常業務を統括し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 7 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び事務局長、その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(事務局長)

第33条 本組合に、事務局長を置くことができる。

- 2 事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第34条 本組合に、事務局長のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会、委員会及び支部

(総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続き)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条（総会招集の手続き）の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもの

ほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第42条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の収集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

- 3 前第2項の規定にかかわらず、理事は、必要がると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続き)

第44条 理事会の招集は、会日の7日前までに会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第46条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第47条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する議案

- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは、「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

(委員会)

第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第50条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

- 2 支部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第51条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

- 2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第52条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第53条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第55条及び第56条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第53条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第55条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとす

る。ただし、出資総額に相当する金額を越える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第56条 本組合は、第7条第5号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第57条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したもとのから、第53条の規定による法定利益準備金、第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第58条 前条の配当は、総会の議決を得て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を越えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第59条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第60条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき、退職給与引当金を引当てるものとする。

(附 則)

1. 設立当時の役員の任期は、第25条の規程にかかわらず、1年又は最初の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

2. 最初の事業年度は、第52条の規程にかかわらず、本組合の成立の日から平成7年3月31日までとする。

賛助会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第50条の規程により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に

資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の資格を有するものは、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事項を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

(会 費)

第5条 賛助会員は、会費を納入するものとする。

2 会費の額は、月額1,000円とする。

(脱 会)

第6条 賛助会員が脱会しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱会するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成6年10月13日より施行する。

(1997年5月13日 第3回通常総会にて一部改正)

(1998年10月14日 臨時総会にて一部改正)

(1999年5月21日 第5回通常総会にて一部改正)

(2000年5月19日 第6回通常総会にて一部改正)

(2003年5月23日 第6回通常総会にて一部改正)

(2005年5月16日 第11回通常総会にて一部改正)

福島県中小企業家同友会郡山地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条（名称）
名称は、福島県中小企業家同友会郡山地区と称する。
- 第3条（地区の構成）
地区は原則として郡山市を中心とした地域に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条（地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
 2. 例会、研究会の開催
 3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
 4. 組織の拡大と強化
 5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条（地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
 2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
 3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長若干名、専務理事1名及び理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。
 4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
 5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条（理事会）
1. 理事会は、地区総会の決定に従い、会の事業を執行し、地区会長が召集する。
 2. 地区会長1名、副会長若干名、専務理事1名及び理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。
 3. 理事の選考については、理事運営規定並びに理事選考規定に基づいて行うこととする。
- 第7条（役員任期）
理事の任期は1年とする。常任理事の任期は2年とする。地区会長の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。尚、地区会長の再任は、連続して2期4年を越えないものとする。また、理事の再任は、連続して4年4期を越えないものとする。但し、地区会長、副会長、常任理事在職中は、その任期に含めないものとする。
- 第8条（地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第9条（規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会に報告するものとする。
- 第10条 本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。
この規則は、平成11年4月1日より発効します。

(1987年3月14日 第1回地区にて決定)

(1992年3月19日 第6回地区総会にて一部改正)

(1996年3月26日 第10回地区総会にて一部改正)

福島県中小企業家同友会福島地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条（名称）
名称は、福島県中小企業家同友会福島地区と称する。
- 第3条（地区の構成）
地区は原則として県北地区に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条（地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
 2. 例会、研究会の開催
 3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
 4. 組織の拡大と強化
 5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条（地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
 2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
 3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長5名以内ならびに理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。なお、その選出方法については別に定める。
 4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
 5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条（理事会）
地区会長、副会長ならびに理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。
- 第7条（役員任期）
1. 地区会長、専務理事の任期は2年とし、連続4年を超えないものとする。
 2. 副会長の任期は1年とする、但し再任は妨げない。
 3. 地区理事の任期は1年とする、但し再任は妨げない。
- 第8条（常任理事との関係）
常任理事は、地区理事を兼ねなくとも良い。
- 第9条（規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会の承認を得るものとする。
- 第10条 本規則に定めなき事項については、県規約に準ずるものとする。

(1982年9月22日 福島地区臨時総会決定)

(1986年4月15日 福島地区総会で一部改正)

(1996年3月21日 福島地区総会で一部改正)

(2004年1月21日 福島地区臨時総会で一部改正)

(2007年1月24日 福島地区臨時総会で一部改正)

福島県中小企業家同友会あだたら地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 （名 称）
名称は、福島県中小企業家同友会あだたら地区と称する。
- 第3条 （地区の構成）
地区は原則として安達郡・二本松市に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条 （地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
2. 例会、研究会の開催
3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
4. 組織の拡大と強化
5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条 （地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長2名以内、専務理事1名及び理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。なお、その選出方法については別に定める。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条 （理 事 会）
1. 理事会は、地区総会の決定に従い、会の事業を執行し、地区会長が招集する。
2. 地区会長、副会長、専務理事及び理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。地区の運営については、あだたら地区運営規定に基づいて行うこととする。
3. 理事の選考については、あだたら地区理事選考規定に基づいて行うこととする。
- 第7条 （役員任期）
1. 地区会長、専務理事の任期は2年とし、連続4年を越えないものとする。
2. 副会長の任期は1年とし、連続5年を越えないものとする。
3. 理事の任期は1年とし、連続5年を越えないものとする。但し、新任理事に限り、原則として2年以上とする。但し、会長、副会長、専務理事の就任任期は含まないものとする。
- 第8条 （常任理事との関係）
常任理事は地区理事を兼ねなくともよい。
- 第9条 （地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第10条 （規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会に報告する。
- 第11条 本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。

(1984年3月25日 あだたら地区臨時総会決定)

(1986年3月10日 第3回あだたら地区総会で一部改正)

(1996年3月19日 第13回あだたら地区総会で一部改正)

(2004年1月19日 あだたら地区臨時総会決定で一部改正)

福島県中小企業家同友会須賀川地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条に基き、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 （名 称）
名称は、福島県中小企業家同友会須賀川地区と称する。
- 第3条 （地区の構成）
地区は原則として須賀川市を中心とした県南地方に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条 （地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
2. 例会、研究会の開催
3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
4. 組織の拡大と強化
5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動。なお、本会は、会員個人の思想信条の自由を保障し、会としては特定の政党や議員と特別の関係を持ちません。
- 第5条 （地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長4名以内、専務理事1名及び理事定数は25名以内（これを「地区役員」と称する）で選出する。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条 （理 事 会）
地区会長、副会長、専務理事及び理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。
- 第7条 （地区役員任期）
1. 地区会長、副会長、専務理事の任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 地区理事の任期は1期1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第8条 （常任理事との関係）
常任理事は、地区理事を兼ねなくともよい。
- 第9条 （地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第10条 （規則の改廃）
規則の改廃は、理事会の承認並びに地区総会の決定を経て常任理事会に報告する。
- 第11条 本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。

(1986年3月5日 須賀川地区設立総会決定)
(1989年3月7日 第4回地区総会で一部改正)
(1992年3月4日 第7回地区総会で一部改正)
(1996年3月7日 第11回地区総会で一部改正)
(2004年3月24日 第19回地区総会で一部改正)
(2006年3月15日 第21回地区総会で一部改正)

福島県中小企業家同友会会津地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 （名 称）
名称は、福島県中小企業家同友会会津地区と称する。
- 第3条 （地区の構成）
地区は原則として会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、南会津郡、大沼郡、北会津郡に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条 （地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくるための事業をおこなう。
2. 相互に人格を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけるための事業をおこなう。
3. 中小企業をとりまく経済環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させるための事業をおこなう。
4. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動をおこなう。
- 第5条 （地区総会）
1. 地区総会は、県の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長若干名及びその他の理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条 （理 事 会）
地区会長1名、副会長若干名、及びその他の理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。
会長経験者及びそれに準ずる人を会長の指名により顧問とすることができる。
- 第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 （地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第9条 （規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会の承認を得るものとする。第10条 本規則に定めなき事項については、県規約に準ずるものとする。

(1989年4月1日 会津地区設立総会決定)

(2001年4月2日 第13回定時総会にて一部改正)

福島県中小企業家同友会相双地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条（名称）
名称は、福島県中小企業家同友会相双地区と称する。
- 第3条（地区の構成）
地区は原則として相馬市・原町市・相馬郡・双葉郡に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条（地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
2. 例会、研究会の開催
3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
4. 組織の拡大と強化
5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条（地区総会）
1. 地区総会は、県の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長3名以内、専務理事1名及び理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。なお、その選出方法については別に定める。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条（理事会）
地区会長、副会長、専務理事及び理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。
- 第7条（地区役員任期）
地区会長、専務理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
副会長、理事の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第8条（地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第9条（規則の改廃）
規則の改廃は、理事会の承認並びに地区総会の決定を経て、常任理事会に報告する。
- 第10条 本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。

(1992年8月3日 相双地区設立総会決定)

(1996年3月25日 相双地区総会にて一部改正)

福島県中小企業家同友会白河地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 （名 称）
名称は、福島県中小企業家同友会白河地区と称する。
- 第3条 （地区の構成）
地区は原則として白河市、西白河郡及び東白河郡に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条 （地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
2. 例会、研究会の開催
3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
4. 組織の拡大と強化
5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条 （地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長若干名、及びその他の理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条 （理 事 会）
地区会長1名、副会長若干名、専務理事1名、及びその他の理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる。また、理事会の議決によって顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて理事会への助言を行う。
- 第7条 （役員任期）
役員任期は1年、地区会長・専務理事は2年とする。但し、再任は妨げない。尚、地区会長の再任は、連続して3期を越えないものとする。
- 第8条 （地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第9条 （規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会に報告をするものとする。
- 第10条 本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。

(1996年4月23日 白河地区総会決定)

(2002年3月13日 白河地区総会にて一部改正)

(2003年3月17日 白河地区総会にて一部改正)

福島県中小企業家同友会いわき地区規則

- 第1条 この規則は、福島県中小企業家同友会（以下「会」と称する）の規約第11条にもとづき、地区の組織および運営に関し必要な事項を定める。
- 第2条 （名 称）
名称は、福島県中小企業家同友会いわき地区と称する。
- 第3条 （地区の構成）
地区は原則としていわき市を中心とした地域に企業の所在地をもつ会員によって構成される。
- 第4条 （地区の目的と活動）
本会の活動の充実と発展をはかるため、次の行動をおこなう。
1. 日常的な会員相互の親睦と交流
2. 例会、研究会の開催
3. 市、町ならびに福島県や国に対し、会員や中小企業家の要望を実現する活動
4. 組織の拡大と強化
5. その他、会の目的と規約に基づく創意的な活動
- 第5条 （地区総会）
1. 地区総会は、会の総会前に開き、地区会長が召集する。
2. 地区総会は、会員の過半数（委任状を含め）の出席をもって成立する。
3. 地区総会は、活動計画を議決し、地区会長1名、副会長若干名、専務理事1名、顧問（前地区会長）1名及び理事（これを「地区役員」と称する）を選出する。
4. 地区総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成によるものとする。
5. 地区総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第6条 （理 事 会）
1. 理事会は、地区総会の決定に従い、会の事業を執行し、地区会長が召集する。
2. 地区会長1名、副会長若干名、専務理事1名、顧問（前地区会長）1名及び理事で理事会を構成し、地区の運営にあたる
3. 理事の選考については、地区運営規定および理事選考規定に基づいて行うこととする。
- 第7条 （役員任期）
1. 地区会長、専務理事の任期は2年とし、連続2期4年を越えないものとする。
2. 副会長の任期は1年とし、連続4期4年を越えないものとする。
3. 顧問（前会長）の任期は1年とする。
4. 理事の任期は1年とし、連続4期4年を越えないものとする。
- 第8条 （地区の財政）
地区の財政は、本会の予算、及び寄附金その他の収入による。
- 第9条 （規則の改廃）
規則の改廃は、地区総会の議決を経て常任理事会に報告するものとする。
本規則に定めなき事項については、規約に準ずるものとする。